

第2章 各論

本計画における用語の定義

本計画では、それぞれの「用語」が意図する定義を下表のとおり標準化した上で、各分野において効果的な取組を推進していきます。

用語	定義
重点目標	2024～2026年度に目指す将来像（基本理念）を実現するために、各柱に共通して重点的に取り組むべき方向性を示したもの
基本目標（柱）	各施策や取組を整理して体系立てたもの
目指す姿	基本目標（柱）ごとに2024～2026年度に目指す大きな方向性を設定したものの
施策	基本目標（柱）に含まれる取組の総称
重点施策	各施策のうち、重点目標を達成するために、重点的に取り組むべき施策を示したもの
方針	目指す姿を実現するために、2024～2026年度に取り組むべき取組や事業の方向性を示したもの
	指標 評価指標（方針の達成度を測る指標）
取組	方針を実現するために、行政が行う具体的な事業を包含したもの
	指標 参考指標（取組の成果や効果を測る指標）

基本目標（柱）ごとのページの見方

- 40ページ以降、基本目標（柱）ごとに「目指す姿」と「施策体系」を示し、施策ごとに「これまで取り組んできたこと」や「市民が望んでいることや国・県の動向」、「課題」、「方針」、「数値目標」、「取組」を記載しています。
- なお、「目指す姿」や「課題」、「方針」については、本計画の最小単位である「取組」ごとに1つにまとめ、箇条書きとしています。
- 「市民が望んでいることや国・県の動向」の中で記載のある「基礎調査結果」とは、2022年度に実施した基礎調査におけるアンケート調査（障害者アンケート、市民アンケート）の結果を指し、本文中に特に明記のない場合（単に「基礎調査結果」と記載している場合）、障害者アンケートの結果を指します。また、アンケート調査とあわせて実施したヒアリング調査（障害福祉関係団体ヒアリング、委託相談支援事業所ヒアリング）の結果については、それぞれのヒアリング名を記載しています。

施策の体系

本市では、以下の施策体系に基づき、施策・事業等を進めます。

大施策【柱】	中施策【施策】	小施策【取組】
柱1 みんなで寄り寄り添う 共生のまちづくり	1 包括的相談支援 体制の充実(重点)	1 相談支援・ケアマネジメント体制の充実
		2 多分野の協働による相談支援の充実
	2 権利擁護体制の 充実	1 成年後見制度の利用促進
		2 虐待の防止と早期発見・迅速な対応
		3 障害者差別の解消及び理解啓発
	3 情報アクセシビリティ の充実	1 情報の提供と利活用の充実
2 意思疎通支援の充実		
柱2 みんなで支え安心して 暮らせる 共生のまちづくり	1 暮らしを支える 基盤整備(重点)	1 地域生活を支える場の充実
		2 高齢障害・重度障害等にも対応できる環境の整備
	2 暮らしを支える サービスの充実	1 在宅生活を支援するサービスの充実
		2 日中活動や医療等のサービスの充実
	3 安心・安全な 生活環境の整備	1 緊急時にも安心できる取組の強化
		2 安全に生活できる環境の整備
柱3 みんながその人らしく 社会参加できる 共生のまちづくり	1 就労支援の充実 (重点)	1 一般就労及び職場定着の促進
		2 工賃向上の取組強化
	2 社会参加の促進 (重点)	1 社会とつながる機会の充実
		2 交流・居場所づくりの促進
	3 共生意識の醸成と 支え合いの地域づくり	1 共生意識の醸成
		2 協働による福祉活動の促進
柱4 みんなが健やかに 成長できる 共生のまちづくり	1 乳幼児期における 支援の充実	1 障害の早期発見から健やかな成長のための療育 支援の充実
		2 こども園・幼稚園・保育園等、地域で適切な支援が 受けられる体制の強化
	2 学齢期における 支援の充実	1 インクルーシブ教育システムの充実
		2 放課後や休日における居場所の充実
	3 切れ目のない支援 体制の構築(重点)	1 本人や家族を対象としたライフステージで途切れ ない支援
		2 支援機関間の連携強化による途切れのない支援

柱Ⅰ みんなで守り寄り添う共生のまちづくり

目指す姿

- 本人が希望する生活の実現に向け、障害者とその家族が、身近な場所で安心して専門的な相談ができる体制の充実や、「断らない」相談支援体制を中心とした包括的な相談支援体制の充実を目指します。【→施策1(41ページ)へ】
- 障害者の権利や尊厳が脅かされることのないよう、成年後見制度等の利用により障害者の日常生活を支援するとともに、障害者への虐待のない社会、障害を理由とする差別のない社会の実現を目指します。【→施策2(46ページ)へ】
- 障害者が地域で共に暮らし、社会参加していくために、障害特性や年代に応じた情報アクセシビリティを確保し、必要な時に適切なコミュニケーション支援が受けられる状態の実現を目指します。【→施策3(52ページ)へ】

施策体系

施策	取組
1 包括的相談支援体制の充実(重点)	1 相談支援・ケアマネジメント体制の充実
	2 多分野の協働による相談支援の充実
2 権利擁護体制の充実	1 成年後見制度の利用促進
	2 虐待の防止と早期発見・迅速な対応
	3 障害者差別の解消及び理解啓発
3 情報アクセシビリティの充実	1 情報の提供と利活用の充実
	2 意思疎通支援の充実

施策I 包括的相談支援体制の充実(重点)

これまで取り組んできたこと

- 地域の身近な相談窓口である委託相談支援事業所に、緊急時の相談や受入機能を有する地域生活支援拠点機能を付加することにより、多様なニーズに対応しました。委託相談支援事業所への相談件数は年々増加しており、2022年度は前年度比36%増加しました。委託相談支援事業所が一堂に集まる委託相談支援事業者連携会議では、地域生活コーディネーター⁹のスキルアップを目的としたグループスーパービジョン¹⁰研修を中心に、相談支援の機能強化に取り組んでいます。
- 柏市自立支援協議会相談支援部会では、柏市における相談支援体制の在り方を協議し、抽出された課題に対する研修等を、指定相談支援事業所を対象として実施することで、指定相談支援事業所のスキルアップを図りました。
- 「断らない」相談窓口として設置した「福祉の総合相談窓口」では、幅広い属性の相談者に対応しました。従来の枠組みでは支援が届かない障害者等に対応するため、さまざまな専門機関と連携して包括的相談支援体制(柏市重層的支援体制)の構築を図っています。

市民が望んでいることや国・県の動向

- 基礎調査結果によれば、地域で自立した生活を続けていくために、「困った時の相談や対応支援」が重視されています。また、必要な時に気軽に相談するためには、身近な相談場所に専門的な知識を持った職員がいるなど相談支援体制の充実が求められています。
- 同じく基礎調査結果によれば、「福祉の総合相談窓口」の設置による包括的相談支援体制の整備は評価されていますが、生涯を通じた切れ目のない相談支援体制、関係機関の顔の見える関係づくりなど、包括的相談支援体制の効果的な運用が求められています。
- 国では、地域の相談支援の中核機関として総合的な相談業務を行う基幹相談支援センターについて、障害者総合支援法等の改正(2022年12月公布)に伴い、新たに地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援機能を求めています。また、障害者の個別の課題分析から地域の課題を抽出し、解決を図るため、自立支援協議会に参画する地域の関係機関の緊密な連携の促進を求めています。
- さらに、国では、精神保健に関する課題が分野を超えて顕在化し、多様化・複合化していることから、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える人も対象とした相談支援や、適切な支援の包括的な確保が必要とされています。

⁹ 地域生活コーディネーター:委託相談支援事業所に従事する、相談支援業務の豊富な経験と知識を有する人。相談対応とあわせて、地域における支援機関のコーディネートを行う。

¹⁰ グループスーパービジョン:支援者が集まり意見を出し合いながら、本人の課題ではなく、ストレングス(才能や人柄、置かれている環境など)に着目した、新たな解決策や対応方法を検討していく手法。

課題

1. 相談件数の増加等により、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所の機能の1つである、地域の指定相談支援事業所への支援体制が十分とは言えない状況です。必要な時に利用できる身近な相談場所へのニーズに対応するためにも、国が推進する基幹相談支援センターの機能強化への対応も含め、支援者支援の充実が求められます。【→方針1へ】
2. 包括的な相談支援体制を整備したものの、相談支援に関わる各機関の役割が曖昧であり、関係機関が顔の見える関係を構築できていないなど、効果的な運用には至っていません。生涯を通じた連続的な支援や、精神保健に関する課題への対応など、さらなる包括的な相談支援体制が求められます。【→方針2へ】

方針

1. 地域の相談支援の中核機関である基幹相談支援センターの機能を強化し、地域の相談支援従事者への支援や、関係機関の連携強化等を通じて、地域における相談支援体制を強化します。【→取組1(43ページ)へ】
2. 「断らない」相談支援体制の活用により、地域全体で、多様化・複合化する福祉課題の解決を図ります。障害分野においては、地域生活支援拠点が中心となり、多分野の機関との連携を強化します。【→取組2(44ページ)へ】

数値目標

《評価指標(方針の達成度を測る指標)》

指標名	方向性	実績 (2022)	目標 (2024)	目標 (2025)	目標 (2026)
【方針1】基幹相談支援センターによる地域の相談支援従事者への支援件数(件/年)	増加	52	60	65	70
【方針2】地域生活支援拠点が相談対応で関係機関と協働した件数(件/年)	増加	4,027	4,100	4,200	4,300

《参考指標(取組の成果や効果を測る指標)》

指標名	実績 (2022)	目標・見込		
		(2024)	(2025)	(2026)
基幹相談支援センターの設置数(か所)	1	2	2	2

取組

取組I 相談支援・ケアマネジメント体制の充実

相談支援を必要とする全ての人に対応するため、基幹相談支援センターが中心となって、地域の指定相談支援事業所と連携しながら、身近な地域で安心して相談支援サービスを利用できる環境づくりを推進します。また、個々のニーズに応じたケアマネジメントの実施に向け、相談支援専門員の専門職としての意識や資質のさらなる向上を図り、人材育成を通じた地域での課題解決に取り組みます。

事業名(担当課)	事業内容
基幹相談支援センターの機能強化 (障害福祉課)	地域の相談支援の中核的な機関である基幹相談支援センターが地域の相談支援体制、特に相談支援従事者への支援を強化できるよう、基幹相談支援センターを増設し、その機能強化を図る。
障害者相談支援・コーディネート事業 (障害福祉課)	地域の相談支援の中核となる、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等に、精神保健福祉士や社会福祉士等の専門職を配置し、総合的・専門的な相談支援を行う。
柏市自立支援協議会相談支援部会の運営支援 (障害福祉課)	個別事例の検討を通じた地域課題の抽出と解決に向け、相談支援事業所同士の連携強化や地域とのネットワーク強化に取り組む。また、人材育成指針等の作成を通じ、相談支援従事者を対象とした人材育成を体系的に実施する。
相談支援事業所及び相談支援専門員のスキルアップ促進 (障害福祉課)	地域の相談支援事業所で相談を受けるため、基幹相談支援センターを中心とした研修等の取組により、相談支援専門員の専門職としての意識を高め、さらなる資質の向上に向けた人材育成を図る。
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 (障害福祉課)	医療的ケア児等が必要とする保健、医療、福祉等の多分野にまたがる支援を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、必要に応じてコーディネーターが地域の相談支援専門員に助言等を行う。

取組2 多分野の協働による相談支援の充実

多様化・複合化した課題を受け止め、必要に応じて関係機関が連携して支援に取り組みます。障害福祉に関する相談については、地域生活支援拠点が中心となって多分野の関係機関と連携した相談支援体制を推進します。加えて、教育福祉会館に設置した「福祉の総合相談窓口」を相談支援の入口の1つと位置付け、課題解決に向けて複数の関係機関と連携します。

事業名(担当課)	事業内容
地域生活支援拠点における地区別研修 (地域生活支援拠点の「地域の体制づくり」機能) (障害福祉課)	地域生活支援拠点が担当する地域(地区)ごとに実施する研修会において、障害福祉以外の関係機関が参加することで、地域の関係機関の連携体制構築等を図る。
「福祉の総合相談窓口」の設置 (福祉政策課)	年代や性別を問わず、福祉に係るさまざまな悩みごと(障害・介護・家族問題・就労等)を受け止める「断らない相談窓口」を教育福祉会館に設置する。
柏市重層的支援体制整備事業 (福祉政策課 他)	特定分野の支援機関だけでは対応が難しい多様化・複合化した課題等について、各支援機関の連携で「面(ネットワーク)」の支援を行い、相談から課題解決のための検討、社会参加などの出口支援を含めた体制を構築する。
福祉相談事業・心配ごと相談事業 (社会福祉協議会)	子どもから障害者・高齢者までの日常生活上の困りごと等の傾聴や解決に向けた助言等を行う。
地域いきいきセンター事業 (社会福祉協議会)	地域の身近な相談窓口として、近隣センターを拠点に市内10か所で運営する窓口において、各コミュニティエリアを対象に、個別ケース支援、地域や関係機関と連携した地域づくり等を推進する。
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置(柏市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業) (保健予防課, 障害福祉課)	精神障害の有無や程度にかかわらず、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、障害福祉だけでなく、保健や医療等の関係者が参加する協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築する。
柏市障害児等医療的ケア支援連絡会の開催 (障害福祉課)	医療的ケアを必要とする障害児者とその家族を支援するため、保健、医療等の関係者が参加する連携の場を通じて、関係機関の連携強化や医療的ケア児者の実態把握に取り組む。

(参考)各相談支援機関の主な役割と重層的な相談支援体制

<第3層>

基幹相談支援センター(一部の地域生活支援拠点)

- 役割:地域における相談支援体制の構築や支援者支援など
- ⇒地域の相談支援体制構築の推進と
その根幹となる相談支援専門員の後方支援・人材育成

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談支援事業者への専門的な指導助言,人材育成
- 地域の相談機関との連携強化

<第2層>

委託相談支援事業所(≒地域生活支援拠点)

- 役割:一般的な相談支援
- ⇒障害福祉サービス利用の有無にかかわらず,より専門的な
個別相談支援とサービス利用に繋がった利用者の計画を作成する
相談支援専門員への後方支援

- 福祉サービスの利用援助(情報提供,相談等)
- 社会資源を活用するための支援
- 社会生活力を高めるための支援 ●ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助 ●専門機関の紹介

<第1層>

指定特定相談支援事業所(相談支援専門員)

- 役割:基本相談支援を基盤とした計画相談支援
- ⇒障害福祉サービスを利用する障害児者に対し,
生活全体を見据えた相談支援の実施
【基本相談+サービス等利用計画(モニタリング含む)】

- 基本相談支援 ●計画相談支援等
- サービス利用支援・継続サービス利用支援

施策2 権利擁護体制の充実

これまで取り組んできたこと

- より多くの人に成年後見制度を利用してもらうため、成年後見制度に係る中核機関の運用を開始するとともに、委託相談支援事業所を障害者に対する一次相談窓口として運用しています。また、報酬費制度に係る規則見直しを行い、制度利用可能な対象者の拡大を行いました。
- 障害福祉課に設置されている障害者虐待防止センターにおいて、虐待に関する通報・届出に対応しました。2022年度に同センターで受け付けた虐待通報件数は71件と、前年度から2倍以上に増加し、養護者からの虐待疑いだけでなく、施設職員からの虐待疑いも増加しました。また、障害者の権利擁護に関する機関を中心とした柏市権利擁護ネットワーク会議を実施し、虐待や権利擁護に対応する関係機関等と課題を共有し、問題解決に向けた対応を強化したことで、関係機関からの通報件数や研修等に参加する事業者が増加しました。
- 上記の柏市権利擁護ネットワーク会議とあわせて柏市障害者差別解消支援地域協議会を開催し、障害者の差別に関する事例や差別解消に向けた地域課題の検証を行いました。また、柏駅前での啓発品の配布やサッカースタジアムにおける啓発活動等、障害者差別に対する理解啓発を行いました。

市民が望んでいることや国・県の動向

- 基礎調査結果によれば、成年後見制度の認知度は6割半ばとなっている一方、相談窓口の認知度は低く、「知らない」が7割半ばとなっています。また、一次相談窓口である委託相談支援事業所からは、制度に対する潜在的ニーズがあることが指摘されています。
- 同じく基礎調査結果によれば、障害者差別解消法の認知度は、障害者では2割後半、市民で6割前半となっています。また、差別を受けるなどの経験がある障害者は3割半ばで、交通機関、店舗、学校、病院、勤務先などあらゆる場所で差別を経験しています。
- 国は、全国どの地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、費用助成等を推進しており、一層の報酬費制度の助成対象拡大を求める声もあります。
- また、国では、障害者等に対する虐待を防止するため、障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、責任者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校・保育所・医療機関との連携の推進が必要としています。
- 障害者差別解消法の改正（2021年6月公布）により、これまで国や自治体に対してのみ義務付けられていた合理的配慮の提供が、2024年4月から事業者にも義務化されます。

課題

1. 成年後見制度の相談窓口の認知度が低く、設置した相談窓口が活用されていない状況があります。相談窓口においては、親亡き後を始め、制度への潜在的なニーズに気づき、制度案内をするなどの対応が必要です。【→方針1へ】
2. 相談・通報件数の増加に伴って発見された障害者虐待の原因として、施設内の組織・マネジメント体制に加え、施設職員の知識や理解が十分でないことが挙げられます。また、対応する市職員のスキルや市町村間の連携を向上させる取組が必要です。【→方針2へ】
3. 障害者差別解消法の内容や合理的配慮の必要性などについて、十分に認知されているとは言えない状況であり、障害者差別に関する相談も多くはありません。【→方針3へ】

方針

1. 成年後見制度及び一次相談窓口を広く周知するとともに、相談を受ける側のスキルアップに取り組むことで、潜在的なニーズも含め、制度を必要とする人が適切に制度利用できる体制を強化します。【→取組1(49ページ)へ】
2. 施設への障害者虐待防止に向けた普及啓発や、事業所に合わせた虐待防止策の検討等を行うことにより、障害者虐待の防止徹底に向けた体制を強化します。また、対応する市職員のスキルアップや市町村間の連携強化を図ります。【→取組2(50ページ)へ】
3. 障害を理由とする差別がなくなるよう、障害者が差別に気づき、相談できるよう、障害者差別解消法の周知や差別解消に関する理解啓発、関係機関との連携強化を図ります。
【→取組3(51ページ)へ】

数値目標

《評価指標（方針の達成度を測る指標）》

指標名	方向性	実績 (2022)	目標 (2024)	目標 (2025)	目標 (2026)
【方針1】委託相談支援事業所（一次相談窓口）における成年後見制度に関する相談件数（件/年）	増加	90	100	120	140
【方針2】柏市障害者虐待防止サポートチーム事業受講者のうち、管理者等の受講人数 ¹¹ （人/年）	増加	－	12	18	24
【方針3】障害者差別や合理的配慮の不提供に関する相談件数 ¹² （件/年）	増加	7	10	13	16

《参考指標（取組の成果や効果を測る指標）》

指標名	実績 (2022)	目標・見込		
		(2024)	(2025)	(2026)
成年後見制度利用支援事業利用人数（人/年）	26	30	32	34

¹¹ 管理者等の受講人数：事業所の管理者・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の受講人数。

¹² 柏市で受けた相談件数のほか、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づいて千葉県が実施する、広域専門指導員相談窓口での相談件数も含む。

取組

取組I 成年後見制度の利用促進

成年後見制度の周知とあわせて、地域における相談窓口を周知することで、成年後見制度について相談したい人が相談できる環境とするとともに、潜在的なニーズの掘り起こしも含め、相談窓口の対応能力向上に取り組めます。また、成年後見人等の報酬に対する助成等の必要な支援を行い、制度をより利用しやすい環境を整備します。

事業名(担当課)	事業内容
成年後見一次相談窓口の周知 (障害福祉課)	委託相談支援事業所を障害に関する成年後見の一次相談窓口として周知強化を図り、身近な相談窓口として相談支援を行う。
かしわ福祉権利擁護センター(成年後見制度に係る中核機関)事業 (社会福祉協議会, 地域包括支援課, 障害福祉課)	成年後見制度に係る中核機関として、相談や制度利用への支援, 普及啓発(研修や出前講座等)等, 司法書士等の専門職と連携して取り組むとともに、法人として成年後見人も担う。また、一次相談窓口への支援を通じて、市内相談支援体制の強化に取り組む。
成年後見制度利用支援事業 (障害福祉課, 地域包括支援課)	自己の判断のみによる意思決定が困難であり、成年後見制度の利用が必要と認められる知的障害者・精神障害者等を対象に、制度についての情報提供や手続きに関する支援, 申立費用や後見人への報酬助成を実施する。
日常生活自立支援事業 (社会福祉協議会)	障害者や高齢者が安心して自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用や財産管理の相談に応じて支援を行う。
柏市権利擁護ネットワークの運営 (地域包括支援課, 社会福祉協議会, 障害福祉課)	障害者や高齢者の虐待防止と成年後見制度の利用等を推進する目的で、関係機関等と連携して課題共有を図り、問題解決に向けた対応強化を図る。
市民後見人推進事業 (地域包括支援課, 障害福祉課)	弁護士や社会福祉士等の専門職だけでなく、市民後見人を養成・育成し、権利擁護体制への市民参画を推進する。

取組2 虐待の防止と早期発見・迅速な対応

柏市権利擁護ネットワークを中心とした関係機関の連携強化や障害福祉サービス事業所職員等に向けた研修会の実施によって意識向上を図り、多くの場合に周囲が気づくことが必要になる、養護者からの虐待疑いも含めた障害者虐待の早期発見を図ります。また、虐待防止体制の充実を図るため、障害福祉サービス事業所を対象とした普及啓発等を行うとともに、虐待対応にあたる市職員のスキルアップ、近隣市との連携強化に取り組みます。

事業名(担当課)	事業内容
《再掲》柏市権利擁護ネットワークの運営 (地域包括支援課, 社会福祉協議会, 障害福祉課)	障害者や高齢者の虐待防止と成年後見制度の利用等を推進する目的で、関係機関等と連携して課題共有を図り、問題解決に向けた対応強化を図る。
柏市障害者虐待防止サポートチーム事業 (障害福祉課)	障害福祉サービス事業所等へ専門家等が出向き、障害者虐待防止に関する普及啓発や、事業所に合わせた虐待防止策の検討等を行うことにより、事業所の支援の質の向上や障害者虐待防止を図る。
虐待防止に関する研修会の実施 (障害福祉課)	障害福祉サービス事業所職員等に向けた定期的な研修会を開催し、虐待の防止と早期発見のための意識向上を図る。
障害者虐待防止センターの設置 (障害福祉課)	障害福祉課内に設置している障害者虐待防止センターにおいて、虐待の通報や届出を受け付ける。
東葛市町村虐待防止担当者連絡会の開催 (障害福祉課)	各市の障害者虐待担当者が出席し、現状の共有や事例検討等を通して、職員のスキルアップや連携強化を図る。
広報誌やホームページ等による啓発, 周知 (障害福祉課)	障害者虐待の防止について、広報かしわやホームページ上で啓発を行う。また、研修や会議の際に、障害者虐待防止法に関するチラシの配布を行う。

取組3 障害者差別の解消及び理解啓発

障害を理由とする差別の解消を図るため、市民や地域、事業所、庁内などに対して、広報媒体や街頭啓発等を通じた障害者差別解消法の周知と、障害者差別や合理的配慮の提供に関する理解啓発に取り組めます。また、差別に関する相談に応じる窓口の設置や関係機関の連携強化により、障害者差別への対応体制を強化するとともに、合理的配慮の提供を促進します。

事業名(担当課)	事業内容
《再掲》広報誌やホームページ等による啓発, 周知 (障害福祉課)	障害者差別及び相談窓口について、広報かしわやホームページ上で啓発を行う。また、研修や会議の際に、障害者差別解消法に関するチラシの配布を行う。
街頭啓発の実施 (障害福祉課)	駅前やサッカースタジアム等、不特定多数の市民に対して啓発品の配布等を行うことで、障害者差別に関する周知啓発を行う。
地域出前講座の実施 (障害福祉課)	誰もが住みよい社会を構築することを目指し、障害者の人権についての周知と差別解消への理解を促進するため、障害者差別解消法を始め、障害者の人権に関する啓発や研修を実施する。
市職員向け障害者差別解消研修 (人事課)	職層別の研修科目の1つとして、障害福祉課職員を内部講師とし、障害者差別解消法や市の取組、日々の業務等で職員ができることなどに関する研修・啓発を実施する。
障害者差別に関する相談窓口の設置 (障害福祉課)	「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、障害者への差別に関する相談窓口を設置する。
柏市障害者差別解消支援地域協議会の開催 (障害福祉課)	関係機関とともに、柏市の障害者差別の相談状況について共有し、障害者差別解消法の周知や差別解消への具体策について意見交換を行う。

施策3 情報アクセシビリティの充実

これまで取り組んできたこと

- 障害福祉関連の制度やサービスについてまとめた「障害福祉のしおり」のレイアウトを大幅に見直し、より見やすく、わかりやすい紙面構成としました。
- 柏市として情報発信体制の強化を図るため、2022年度に広報部を新設し、情報を発信するだけでなく、適切な方法で受け手に届き、理解や共感を得られるよう、全庁的に「伝わる」情報発信に取り組んでいます。これまでに、広報かしわのリニューアルや各課が制作する広報物の改善アドバイス等を行いました。
- 意思疎通を図ることに支障がある人を対象に、通院や行政機関手続き時等に、手話通訳者や要約筆記者等を派遣しました。新型コロナウイルス感染症の影響で利用の減少が見られ、一部はコロナ前の水準まで至っていません。

市民が望んでいることや国・県の動向

- 基礎調査結果によれば、障害福祉に関する情報の入手先として、広報かしわ、障害福祉のしおり、市のホームページなどが挙げられていますが、いずれの媒体の利用も2割程度に留まっており、情報入手方法がわかりづらいとの意見があります。また、福祉サービスの制度・サービスがわかりづらく、困っている人が2割後半います。
- 同じく基礎調査結果によれば、今後柏市で希望する障害福祉の優先取組として、「情報提供の充実」が上位に挙げられています。各種制度の新設や変更に関する情報、相談につながるための団体の紹介など、内容の充実を図るとともに、インターネットや紙媒体など多様な媒体を活用した情報提供など、障害や年代に応じた提供方法の工夫が必要とされています。
- 国は、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）（2022年5月施行）において、自治体に対し、障害特性に配慮した意思疎通支援のニーズを把握するとともに、地域生活支援事業の意思疎通支援事業や専門性の高い意思疎通支援者の派遣事業及び養成事業等の実施を求めています。
- 国の第5次障害者基本計画においては、上記の法に基づき、障害者による情報の取得及び利用、並びに意思疎通に係る施策を充実させ、障害者が必要な情報に円滑にアクセスできるよう、さまざまな取組を通じて情報アクセシビリティの向上を一層推進するとともに、人材の育成・確保など意思疎通支援の充実を図っています。

課題

1. 「障害福祉のしおり」を始めとする既存媒体の利用が限られており、情報入手方法のわかりにくさが挙げられています。また、市民にとってわかりづらいとの声がある、制度やサービスの案内を工夫する必要があります。【→方針1へ】
2. 必要な人が自分に合う意思疎通支援を選択できるよう、意思疎通支援を幅広く周知するとともに、支援者を育成していく必要があります。【→方針2へ】

方針

1. 障害特性や年代に応じた方法が選択できるよう、多様な媒体を活用した情報の取得を支援します。また、取得した情報が利用しやすいよう、わかりやすい情報発信を行います。
【→取組1(54ページ)へ】
2. 必要とする時に適切なコミュニケーション支援が受けられるよう、意思疎通支援を推進します。
【→取組2(55ページ)へ】

数値目標

《評価指標(方針の達成度を測る指標)》

指標名	方向性	実績 (2022)	目標 (2024)	目標 (2025)	目標 (2026)
【方針1】市が発信する媒体から障害福祉に関する情報を入手する障害者の割合 ¹³ (%)	増加	53.1	—	58.1	—
【方針2】手話通訳者及び要約筆記者の利用件数(件/年) (手話通訳者/要約筆記者)	増加	520/85	547/60	557/62	566/65

《参考指標(取組の成果や効果を測る指標)》

指標名	実績 (2022)	目標・見込		
		(2024)	(2025)	(2026)
手話奉仕員養成研修の講習修了者数(人/年)	32	23	24	25
要約筆記者養成研修の講習修了者数(人/年)	4	5	—	5

¹³ 障害者を対象としたアンケートで、「広報かしわ」や「障害福祉のしおり」、「市のホームページ」、「SNS」のいずれかを障害福祉に関する情報入手先として回答した人の割合。

取組

取組Ⅰ 情報の提供と利活用の充実

障害者やその家族が必要な情報を得られるよう、障害特性や年代に配慮し、多様な媒体を通じて、見やすく、わかりやすい情報提供を行います。また、発信した情報が障害者に届き、利用できるよう、障害に配慮した情報の発信方法を検討します。

事業名(担当課)	事業内容
「障害福祉のしおり」の発行 (障害福祉課)	情報の集約化を目的として、障害福祉に関する制度やサービスをまとめた冊子を作成する。新規手帳取得者への配付や障害福祉課窓口等での配布を通じ、制度やサービスの周知を図る。
広報誌・ホームページ・SNS等による多様な情報発信 (障害福祉課, 広報広聴課)	情報を受け取る人が選択できるよう、広報誌やホームページ, SNS等, 多様な媒体を用いて情報発信を行う。
「伝わる」情報発信の取組 (障害福祉課, 広報広聴課)	市が発信する情報が適切な手段で受け手に届き、理解や同意, さらには「共感」を得られるよう、「伝わる」情報発信を行う。
デザインサポートステーションの活用 (広報広聴課, 障害福祉課)	広報広聴課で設置しているデザインサポートステーションを活用し, チラシやお知らせ文などについて, デザイン的視点からアドバイスを受け, 「伝わる」広報物の制作を行う。
手続きのオンライン化 (障害福祉課)	市に対する申請等のオンライン化を進めることで, 障害者がいつでもどこでも申請ができるような環境を構築する。
団体・施設, 事業所一覧の配布 (障害福祉課, 指導監査課)	市内にある障害福祉関係団体や施設, 事業所の一覧を冊子やホームページにおいて周知する。
音声版(ユニコード)等の活用 (障害福祉課)	視覚障害者にも配慮した情報発信ルートとして, 文字情報を音声情報として届けられるような配慮を行う。
点字広報・声の広報の発行 (障害福祉課)	視覚障害者にも配慮した情報発信ルートとして, 市の広報誌を点訳・音訳した広報を発行する。
来館が困難な人への郵送サービス (図書館)	重度の障害があって来館することが困難な障害者のために, 図書や視聴覚資料(CD, DVD等)の郵送による貸し出しを行う。
電子図書館サービス (図書館)	パソコンやスマートフォンを使用して, いつでも電子書籍の貸出・返却ができるサービス。文字の拡大・反転や読み上げ機能のある電子書籍も提供する。

取組2 意思疎通支援の充実

障害者が日常生活において円滑にコミュニケーションできるよう、ICT機器も活用しながら意思疎通支援を推進するとともに、障害福祉課の窓口到手話通訳者を設置し、日常生活に必要な情報提供等を行います。また、意思疎通支援に携わる人材の育成にも取り組みます。

事業名(担当課)	事業内容
意思疎通支援者の派遣 (障害福祉課)	障害者の意思疎通や外出を支援するため、手話や要約筆記、介助等ができる人材を派遣し、日常生活における円滑なコミュニケーションを支援する。
柏市遠隔手話サービスの実施 (障害福祉課)	手話通訳を必要とする人に対し、遠隔地で手話通訳ができるよう、スマートフォンやタブレットなどを使用した手話通訳を実施する。
窓口への手話通訳者の設置 (障害福祉課)	障害福祉課窓口到手話通訳者を設置し、職員と連携をとりながら円滑な窓口対応を図る。あわせて、聴覚障害者等の日常生活に必要な情報の提供並びに啓発を行う。
ヒアリンググループの貸出・設置 (障害福祉課, 市民活動支援課)	難聴者の聞こえを支援するヒアリンググループの貸出を行うことで、講座や会議等での情報保障を図る。
意思疎通支援者の養成 (障害福祉課)	コミュニケーション支援が必要な障害者の意思疎通等を支援できる人材を確保するため、各種養成講座を開催する。

柱2 みんなで支え安心して暮らせる共生のまちづくり

目指す姿

- 地域全体で障害者の暮らしを支える支援ネットワークの充実を図り、高齢障害者や重度障害者、医療的ケア者等も含め、本人の希望に応じた地域生活の実現を目指します。
【→施策1(57ページ)へ】
- 地域で自分らしく自立した生活を送ることができるよう、在宅生活や日中活動、医療の提供等、個々のニーズに対応したサービスの充実を目指します。【→施策2(61ページ)へ】
- 緊急時対応や障害特性に配慮した地域の防災・防犯体制の充実、まちのバリアフリー化により、誰もが安全で利用しやすい福祉のまちの実現を目指します。【→施策3(65ページ)へ】

施策体系

施策	取組
1 暮らしを支える 基盤整備(重点)	1 地域生活を支える場の充実
	2 高齢障害・重度障害等にも対応できる環境の整備
2 暮らしを支える サービスの充実	1 在宅生活を支援するサービスの充実
	2 日中活動や医療等のサービスの充実
3 安心・安全な 生活環境の整備	1 緊急時にも安心できる取組の強化
	2 安全に生活できる環境の整備

施策1 暮らしを支える基盤整備(重点)

これまで取り組んできたこと

- 地域生活の安心を確保するため、地域生活支援拠点で緊急時の受入対応を実施し、2022年度は23件の受入れを行いました。また、全ての地域生活支援拠点が一堂に会する協議会を開催し、5つの拠点機能¹⁴の評価や、機能の1つである「地域の体制づくり」のための情報共有や課題抽出を行いました。
- 地域生活を支援するネットワーク構築のため、地域生活支援拠点が実施する地区別研修や、多機関協働支援事業等の各種会議を通じて、障害分野で中心となる地域生活支援拠点間だけでなく、高齢者福祉や地域福祉など他分野の機関との間でも連携強化を図りました。
- 施設のバリアフリー化等の高齢化・重度化に対応する施設整備や、施設管理者による弾力的運用を実現するため、柏市立青和園の民営化を行いました。2024年度の整備に向けて、民営化後の運営法人と施設整備に向けた協議等を進めています。

市民が望んでいることや国・県の動向

- 基礎調査結果によれば、将来自宅で暮らしたい障害者は7割半ばおり、将来的に家族が一緒に生活できなくなったとしても、自宅で一人暮らしを希望する障害者も4割前半と、地域での生活を望む人が多い状況です。
- 同じく基礎調査結果によれば、高齢化に伴い不安なこととして、「病気やけが等の健康面」が最も多く5割後半、続いて「面倒を見てくれる人がいない(経済的な支援を含む)」が3割前半でした。
- 障害福祉関係団体へのヒアリング調査によれば、高齢障害者や重度重複障害者等にも対応できるグループホームが求められており、親亡き後を心配する声が多く聞かれました。
- 委託相談支援事業所へのヒアリング調査では、地域生活を支えるためには、地域生活支援拠点を始め、関係機関の顔の見える関係づくりが必要との意見や、医療的ケア者や強度行動障害者など、特別な配慮が必要な人に対応できるグループホームが不足しているとの意見が挙げられています。
- 国は、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を推進しており、グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援や相談支援の充実が必要とされています。

¹⁴ 5つの拠点機能:①24時間365日対応の相談支援機能,②緊急時一時保護機能,③体験の場の提供,④専門的人材の確保・養成,⑤地域の体制づくり。

課題

1. 地域での生活を望む障害者が多く見られる一方、地域で暮らし続ける上での健康面や介助者等に関する不安も見られ、地域で暮らせる環境整備を進めていく必要があります。また、地域生活を支援する関係機関の連携を進めていますが、より深い関係づくりが求められています。【→方針1へ】
2. 本人やその家族の高齢化等を背景として、高齢化・重度化にも対応できるグループホームや、親亡き後への支援が求められています。【→方針2へ】

方針

1. 地域での生活を望む人が安心して地域で暮らせるよう、地域生活支援拠点を中心とした地域の関係機関によるネットワークの深化により、障害者の地域生活を支援する体制を強化します。【→取組1(59ページ)へ】
2. 高齢障害者や重度障害者(医療的ケア者や強度行動障害者等)などの特別な配慮が必要な人でも地域で暮らし続けられるような支援体制を強化します。【→取組2(60ページ)へ】

数値目標

《評価指標(方針の達成度を測る指標)》

指標名	方向性	実績 (2022)	目標 (2024)	目標 (2025)	目標 (2026)
【方針1】福祉サービスを利用しながら地域で暮らしている障害者の人数 ¹⁵ (人/月)	増加	1,090	1,118	1,236	1,370
【方針2】上記人数のうち、高齢障害者もしくは重度障害者の人数 ¹⁶ (人/月)	増加	635	648	717	795

¹⁵ 訪問系サービス(居宅介護や重度訪問介護等)もしくは共同生活援助のいずれかを利用する人の合計。

¹⁶ 上記利用者数のうち、65歳以上もしくは障害支援区分4以上に該当する利用者数。

取組

取組Ⅰ 地域生活を支える場の充実

多様化・複合化する福祉課題を抱える障害者が地域で安心して暮らせるよう、地域生活支援拠点が中心となって、地域の関係機関が連携した支援ネットワークの深化に取り組みます。また、支援ネットワークを活用しながら、病院や施設等からの地域移行・定着に取り組みます。

事業名(担当課)	事業内容
地域生活支援拠点の設置 (障害福祉課)	安心して生活できる地域の体制づくりの中心として、地域の関係機関とのネットワークを構築するとともに、地域生活の安心確保を目的とした緊急時の受入対応や、地域生活への移行・継続支援を目的とした体験の場を提供する。
柏市地域生活支援拠点運営協議会の開催 (障害福祉課)	障害者の地域生活を支える地域生活支援拠点の適切な運営体制を構築していくため、柏市自立支援協議会専門部会等の意見を受けながら検討する。
《再掲》地域生活支援拠点における地区別研修(地域生活支援拠点の「地域の体制づくり」機能) (障害福祉課)	地域生活支援拠点が担当する地域(地区)ごとに実施する研修会において、障害福祉だけでなく、多分野の関係機関が参加することで、地域の関係機関の連携体制構築等を図る。
《再掲》柏市重層的支援体制整備事業 (福祉政策課 他)	特定分野の支援機関だけでは対応が難しい多様化・複合化した課題等について、各支援機関の連携で「面(ネットワーク)」の支援を行い、相談から課題解決のための検討、社会参加などの出口支援を含めた体制を構築する。
地域生活を促進するための人材の配置 (障害福祉課)	病院や施設からの地域移行促進への取組や、受入先となるグループホーム等への支援を行うとともに、グループホーム等職員の人材育成を目的とした研修等を行う人材を配置する。
柏市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業 (保健予防課, 障害福祉課)	精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、障害福祉だけでなく、保健、医療等の関係者が参加する協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築する。また、精神科病院に長期に入院している精神障害者を対象に、ピアサポーターとの交流等も通じて、地域生活への移行を促進するとともに、地域生活への定着を図る。

取組2 高齢障害・重度障害等にも対応できる環境の整備

民営化した青和園が高齢化・重度化対応施設に整備されるようサポートするとともに、施設改造等への補助等を通じて、高齢化・重度化に対応したグループホームや事業所の整備等を行います。あわせて、医療的ケア者や強度行動障害者など、特別な配慮が必要な人に対応できる支援者を育成するため、各種研修等を通じて支援者のさらなる資質向上に取り組みます。

事業名(担当課)	事業内容
青和園の整備 (障害福祉課)	現地にて建て替えを行う青和園について、バリアフリー対応等を行い、高齢化・重度化に対応した施設に整備されるよう、運営法人をサポートする。
障害福祉サービス施設等改造等補助金 (障害福祉課)	障害福祉サービス事業所等におけるバリアフリー化や障害特性に応じた改造及び身体障害者や重度障害者向けグループホームの新築等を対象に補助を実施する。
共同生活援助(グループホーム)の整備 (障害福祉課)	重度障害者及び身体障害者を受入れできるグループホームを増やすため、受入可能な障害者の状態像を限定した施設の公募を行うなど、優先的な整備を推進する。
グループホーム等連絡会における研修会 (柏市自立支援協議会くらし部会) (障害福祉課)	居宅サービスを提供する市内のグループホーム等のネットワーク構築を目的に実施するグループホーム等連絡会において、支援者育成のための研修を実施する。
喀痰吸引等研修受講料補助金 (障害福祉課)	障害福祉サービス事業所が喀痰吸引等研修を受講する費用の一部を補助することで、特定行為ができるホームヘルパーの育成を促進する。
《再掲》柏市障害児等医療的ケア支援連絡会の開催 (障害福祉課)	医療的ケアを必要とする障害児者とその家族を支援するため、保健、医療等の関係者が参加する連携の場を通じて、関係機関の連携強化や医療的ケア児者の実態把握に取り組む。
居室生活動作補助用具(住宅改修)費の助成・福祉用具購入の助成 (障害福祉課)	居室・浴室・トイレ・玄関・階段などの改修に係る費用や、介護ベッド等の福祉用具の購入に係る費用の一部を助成する。
日常生活用具の助成 (障害福祉課)	自立した生活を支援するための用具(日常生活用具)を購入する際の費用の一部を助成する。

施策2 暮らしを支えるサービスの充実

これまで取り組んできたこと

- 訪問系サービスや日中活動系サービスはコロナ禍でもサービス提供を継続できるよう、BCP（業務継続計画）¹⁷策定支援や、事業所が行う感染対策に必要な物資の提供及び購入費用の補助、各種助成金の支給等を行いました。
- 在宅生活を支援するため、障害者の自宅で入浴や排泄、食事の介護等を行うホームヘルパー（居宅介護・重度訪問介護）及び訪問入浴サービスのサービス利用者数と支給決定者数は概ねこれまで同様に増加しています。
- 移動時の負担の軽減を図るため、タクシー乗車料金を助成する福祉タクシー券を提供しています。福祉タクシー料金助成事業の対象者数は増加傾向にありますが、利用実績は横ばいになっており、対象者数に対して利用実績が伸びないことには外出控えの影響が見られます。

市民が望んでいることや国・県の動向

- 基礎調査結果によれば、主な介護や支援の担い手として「親」や「配偶者」が多くなっています。
- 同じく基礎調査結果によれば、地域で自立した生活を続けていくためには、食事や掃除といった身の回りの手伝いを始めとして、多様なサービスが求められています。
- 市民を対象とした基礎調査結果によると、市が障害福祉について今後力を入れるべきこととして、「自立や社会参加を促す支援を充実させる」が5割半ばで最多、「障害のある人が受けられるサービスを充実させる」が4割前半となっています。
- 障害福祉関係団体ヒアリングでは、重点的な取組が必要なものとして、多くの団体が暮らしを支えるサービスを挙げています。地域生活を継続するための在宅福祉サービスの充実に関する意見が多く、訪問サービスや日中活動の充実、障害特性に応じた移動環境の整備等が求められています。
- 国は地域の社会資源の活用及び関係機関との連携を含め、地域生活を効果的に支援する体制の整備が重要としています。さらに、障害福祉を支える人材の確保や定着、サービスの質の確保や向上を推進しています。

¹⁷ BCP（業務継続計画）：介護や障害者施設・事業所において、災害や感染症などが発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスを安定的・継続的に提供を維持していくための計画のこと。

課題

1. 地域,特に在宅での生活を継続するためには,身の回りの手伝いを始めとした多様なサービスが求められています。また,適切なサービス提供のため,サービスの質の確保や向上とあわせて,人材の確保が求められています。【→方針1へ】
2. 地域で自分らしい生活を送ることができるよう,日中活動の充実が求められています。また,親や配偶者といった家族が主な介護や支援の担い手となっている場合も多い状況です。【→方針2へ】

方針

1. 在宅における生活を継続できるよう,自宅に訪問して提供するサービスの充実や人材の確保を図るとともに,自宅からの外出に必要な支援を提供することで,在宅生活のさらなる充実を図ります。また,指導監査や適切な利用促進により,サービスの質の担保が必要です。【→取組1(63ページ)へ】
2. 在宅で生活する障害者が日中活動するためのサービスの充実を図ります。また,家族の緊急時対応やレスパイトを目的としたサービスや,安心して医療を受けられるような支援を提供することで,安心して地域生活が送れる環境を整えます。【→取組2(64ページ)へ】

数値目標

《評価指標(方針の達成度を測る指標)》

指標名	方向性	実績 (2022)	目標 (2024)	目標 (2025)	目標 (2026)
【方針1】市内事業所を対象とした実地指導における文書指摘の件数(件/年)	減少	25	20	18	16
【方針2】サービスを利用する上で困ったことが特にない障害者の割合 ¹⁸ (%)	増加	43.4	—	48.4	—

《参考指標(取組の成果や効果を測る指標)》

指標名	実績 (2022)	目標・見込		
		(2024)	(2025)	(2026)
訪問系サービス(居宅介護,重度訪問介護,同行援護,行動援護)の利用者数(人/月)	651	678	710	745
日中活動系サービス(生活介護・療養介護・自立訓練)の利用者数(人/月)	743	742	755	769
一時預かりのサービス(短期入所・日中一時支援)の利用者数(人/月)	340	382	391	400

¹⁸ 障害者を対象としたアンケートで,サービスを利用する上で困ったことがあるかを問われて「特にない」と回答した人の割合。

取組

取組1 在宅生活を支援するサービスの充実

在宅生活のさらなる充実を図るため、ホームヘルパー（居宅介護・重度訪問介護）や訪問入浴サービス等の在宅サービス、ガイドヘルパー（移動支援・同行援護・行動援護）サービス、各種助成を通じて移動支援サービスの充実を図ります。また、それらサービスの質の確保・向上とあわせて、人材の確保を図ります。

事業名(担当課)	事業内容
在宅福祉サービスの提供 (障害福祉課)	在宅生活を支援するため、布団など寝具の乾燥消毒や緊急通報システムの貸与を行う。また、ねたきりの障害者が訪問で理髪サービスを受ける際の費用や、嚥下食 ¹⁹ の配食サービスを受ける際の費用の一部を助成する。
福祉タクシー料金助成事業 (障害福祉課)	移動時の負担の軽減を図るため、タクシー乗車料金を助成する福祉タクシー券を提供する。
自家用自動車燃料費助成事業 (障害福祉課)	公共交通機関の利用が困難な障害者の社会参加を促進するために、自家用自動車の燃料費を助成する。
居宅支援連絡会における研修会 (柏市自立支援協議会くらし部会) (障害福祉課)	在宅生活を送る障害者を支援する居宅介護事業所等のネットワーク構築を目的に実施する居宅支援連絡会において、支援者育成のための研修を実施する。
指導監査の実施 (指導監査課)	指定障害福祉サービス事業者に対して、自立支援給付に関する業務等が適正かつ円滑に行われるよう、実地指導等を行う。
福祉のしごと相談会 (障害福祉課)	障害福祉サービス事業者の人材確保を目的とした相談会を実施し、若者、子育て世代、シニア世代等多様な世代を含めた人材のすそ野の拡大やそれぞれの人材層ごとの働き方へのマッチングを図る。

¹⁹ 嚥下食: 飲み込みや咀嚼といった嚥下機能の低下がみられる場合に、嚥下機能のレベルに合わせて、飲み込みやすいように形態やとろみ、食塊のまとまりやすさなどを調整した食事。

取組2 日中活動や医療等のサービスの充実

在宅生活を送る障害者が日中安心して過ごせるよう、日中の居場所や緊急時・レスパイトを目的とした日中活動系サービス(生活介護・療養介護・自立訓練等)や一時預かりを行うサービス(短期入所・日中一時支援)の充実及びサービスの質の確保・向上を図ります。また、医療を必要とする人の経済的負担軽減を目的として、補助や助成を行います。

事業名(担当課)	事業内容
自立支援医療 (精神通院・育成医療・更生医療) (障害福祉課)	心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する。
在宅障害者一時介護委託料助成 (障害福祉課)	障害者を在宅で介護している人が、病気や冠婚葬祭等で一時的に介護を有料で委託した場合に、その介護委託料を助成する。
重度心身障害者(児)医療費助成 (障害福祉課)	重度障害者が病気やけが等により医療機関を受診した際の医療費を助成する。
精神障害者入院費助成 (障害福祉課)	精神疾患で入院する障害者が負担した、精神疾患を治療する目的の医療について、医療費を助成する。
《再掲》指導監査の実施 (指導監査課)	指定障害福祉サービス事業者に対して、自立支援給付に関する業務等が適正かつ円滑に行われるよう、実地指導等を行う。

施策3 安心・安全な生活環境の整備

これまで取り組んできたこと

- 避難支援が必要な人を平時から地域の人に知ってもらうとともに、災害が発生した際に、地域の人の協力により安否確認や避難支援をしてもらう体制（柏市防災福祉K-net）を構築するため、町会向け説明会をオンラインで実施しました。2022年度末時点で、9割を超える町会に避難行動要支援者²⁰の名簿を提供しています。
- 2021年の災害対策基本法改正により、市町村の努力義務とされた個別避難計画²¹の作成について、2022年にモデル事業を実施し、計画策定のプロセスにおける課題抽出を行いました。
- 新型コロナウイルス感染症感染拡大に対応するため、感染防護用物資の備蓄や抗原検査キットの配布等、コロナ禍においてもサービス提供を継続するための取組を行いました。また、集団接種会場等でのワクチン接種が困難な障害者向けに、施設等でワクチン接種を実施しました。
- 公共交通機関におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進しました。市内におけるノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの台数は増加しており、ノンステップバスの普及率は8割を超えています。また、鉄道駅における安全確保のため、駅ホームドア装置設置に向けた要望活動に取り組みました。
- 犯罪に巻き込まれることを防ぐため、犯罪発生マップの配布や消費者教育等に取り組みました。犯罪発生マップは近隣センターや地域包括支援センター等で20,940枚配布し、消費者教育として通所施設等への資料提供や特別支援学校への出前講座等を実施しました。

市民が望んでいることや国・県の動向

- 基礎調査によれば、災害時に近所に助けを求められる人が「いない」は3割後半となっており、このうち、自分一人で避難できない人が3割半ばとなっています。障害福祉関係団体ヒアリングでは、災害時に適切に行動するためには、地域住民との日常的なつながりが求められているほか、災害発生時においては、障害に配慮した適切な支援が必要との意見が挙げられています。
- 同じく基礎調査では、外出するために必要なこととして、「公共交通機関による支援や整備」や「移動支援サービスの充実」が求められています。障害福祉関係団体ヒアリングでは、バスや電車等の交通機関における安全対策や公共施設への交通手段の充実が必要との意見が挙げられています。
- 国の第5次障害者基本計画では、福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保を求めています。さらには、障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備を必要としています。また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の一部を改正する法律」（2020年5月公布）では、心のバリアフリーなどソフト面での公共交通機関のバリアフリー化を必要としています。

²⁰ 避難行動要支援者：高齢者や障害者等、一人で避難することが困難な人。

²¹ 個別避難計画：避難行動要支援者ごとに、避難支援を行う人や避難先等の情報を記載した計画。

課題

1. 柏市防災福祉K-netを中心とした共助の体制構築に取り組んでいますが、災害時に近所に助けを求められる人がいない障害者がいるなど、地域における支援体制は十分とは言えません。また、個別避難計画策定におけるモデル事業で抽出した課題を踏まえた、市内全域での個別避難計画策定が必要です。【→方針1へ】
2. 公共交通機関等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を促進していますが、公共交通機関等の支援や整備、安全対策を求める意見があり、引き続きの取組が必要です。また、防犯に関する啓発にも引き続き取り組む必要があります。【→方針2へ】

方針

1. 緊急時に適切に対応できる体制の整備や障害特性に配慮した支援の提供体制の構築を図るとともに、平時から地域への普及啓発により、共助の仕組みづくりを推進します。
【→取組1(67ページ)へ】
2. 公共交通機関等のバリアフリー化等、移動の利便性向上を図るとともに、犯罪に巻き込まれないような周知・啓発を実施することにより、安心して外出できるまちづくりを進めます。
【→取組2(68ページ)へ】

数値目標

《評価指標(方針の達成度を測る指標)》

指標名	方向性	実績 (2022)	目標 (2024)	目標 (2025)	目標 (2026)
【方針1】近所に助けを求められる人がいる障害者の割合 ²² (%)	増加	60.3	—	65.3	—
【方針2】外出するために必要な支援等が特にない障害者の割合 ²³ (%)	減少	29.8	—	24.8	—

《参考指標(取組の成果や効果を測る指標)》

指標名	実績 (2022)	目標・見込		
		(2024)	(2025)	(2026)
避難行動要支援者名簿受領町会数	257	275	275	275
ヘルプマーク・ヘルプカードの配布数(個/年)	3,707	3,766	3,826	3,892
障害者施設等を対象とした消費者教育の実施回数(回/年)	3	3	3	3

²² 障害者を対象としたアンケートで、災害時に近所に助けを求められる人が「いる」と回答した人の割合。

²³ 障害者を対象としたアンケートで、外出に必要なと思うことを問われて「特にない」と回答した人の割合。なお、選択肢には「公共交通機関による支援や整備」や「公共施設や店舗のバリアフリー化」等を設定している。

取組

取組Ⅰ 緊急時にも安心できる取組の強化

災害発生時や感染症拡大等の緊急時に迅速、的確に対応できるよう、平時から柏市防災福祉K-netやヘルプマーク等を通じた普及啓発により、地域における共助の仕組みづくりに取り組むとともに、障害特性に配慮した支援強化に取り組めます。また、障害福祉サービス事業者への支援を通じて、障害者にとって必要なサービス提供が継続されるよう取り組めます。

事業名(担当課)	事業内容
柏市防災福祉K-Net (福祉政策課)	障害者等の避難行動要支援者の情報を、事前に町会・自治会・区等へ提供することで、災害発生時や災害の発生が予想される時に、安否確認や避難支援を地域の人の協力により実施する。
救急医療情報キットの配布 (福祉政策課)	柏市防災福祉K-Netに登録した人を対象に、医療情報や緊急連絡先を記載・保管するキットを配付し、有事の際に情報を確認できるようにする。
ヘルプマーク・ヘルプカードの配布 (障害福祉課)	外見からは援助や配慮が必要であることがわからない人が周囲の人に配慮等を必要としていることを知らせるヘルプマークや、本人の状態や必要な配慮等について記入するヘルプカードを配布する。
防災に関する情報発信(防災安全課, 広報広聴課, 障害福祉課)	メールやFAX, SNS, ホームページなど、障害特性に応じた各種媒体により、災害情報等を発信する。
災害時障害者支援ハンドブックの配布 (障害福祉課)	災害時における障害者への支援を障害特性ごとにまとめたハンドブックを作成し、災害時に円滑な支援が行われるよう、普及啓発する。
柏市防災ガイドブック (防災安全課)	市内全域の避難場所や避難所、応急給水所、災害医療協力病院等を記載した地図とあわせて、平常時の備え等を記載したマップを配布する。
個別避難計画の作成推進 (福祉政策課, 障害福祉課)	高齢者や障害者等の自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難を支援するため、避難支援を行う人や避難先等の情報を記載した計画の策定を推進する。
災害時における意思疎通支援 (防災安全課, 障害福祉課)	避難所にホワイトボードや筆記用具等を設置したり、意思疎通支援者を派遣したりすることで、障害者の意思疎通支援を行う。
ファックス119・NET119 (指揮統制課)	会話に不自由な聴覚・言語機能障害者等を対象として、FAXやスマートフォンを用いた通報を可能とする。
有事における障害者やサービス事業所への支援 (障害福祉課)	災害時や感染症拡大時において、障害者に必要な物資の確保や必要な配慮の提供を行うとともに、必要なサービスの提供が継続できるよう、サービス事業所に必要な支援を提供する。

取組2 安全に生活できる環境の整備

誰もが安全で利用しやすい福祉のまちの実現のために、都市基盤や交通機関におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を図ります。あわせて、障害者が犯罪等に巻き込まれることを防ぐため、防犯体制の強化や消費者教育に取り組みます。

事業名(担当課)	事業内容
「福祉のまちづくり」基準の適合指導 (障害福祉課, 建築指導課)	整備項目基準に全て適合している設置者に対して適合証を発行し, 適合していない項目がある設置者へは指導書を通知する。
公共交通機関等におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の促進 (交通政策課)	市内交通事業者に対し, ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの導入を促す。あわせて, 鉄道駅にホームドア設置の要望を行い, 安全確保に取り組む。
ユニバーサルデザイン遊具の設置 (公園緑地課, 障害福祉課)	市内公園や福祉施設等において, 障害の有無にかかわらず, あらゆる子ども達が一緒に遊べる遊具を設置する。
犯罪発生マップの配布 (防災安全課)	市内で発生した犯罪(住宅対象侵入盗等)の発生状況をコミュニティエリア別, 大字別に表示した犯罪発生マップを作成し, ホームページへの掲載や町会等への回覧(年2回)を行う。
防犯に関する情報発信 (防災安全課, 広報広聴課)	メールやSNS, ホームページなど, 障害特性に応じた各種媒体により, 犯罪発生状況等を発信する。
市民安全パトロール隊事業(サポカー)による地域巡回 (防災安全課)	犯罪を抑止するため, 青色回転灯装備車両(サポカー)が, 青色回転灯を点灯させながら市内全域を巡回パトロールする。
消費生活相談及び消費者教育 (消費生活センター)	消費者トラブルの解決及び未然防止のため, 有資格者による消費生活相談を実施する。あわせて, 学校, 地域, 家庭, 職域その他さまざまな場において, 消費者教育を推進する。